

都市景観向上のための市道等 無電柱化計画【概要版】

～ 無電柱化を図るべき路線等の選定 ～

平成 26 年 3 月

西 宮 市

1. はじめに

(1) 計画の背景と目的

本市の市道における無電柱化は、これまで電線類を地下化する際の収容空間などの制約から、一定幅員の歩道を有する幹線道路を対象とし、それらの道路の新設や改築工事などにあわせて事業を実施してきた。

無電柱化の事業効果やその必要性としては、都市景観の向上をはじめとして、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上、観光振興、地域活性化などが挙げられるが、なかでも都市景観の向上は、観光資源の価値の向上や良好な住環境の形成に寄与し、都市のイメージの向上に大きく貢献するものとなる。

こうしたことから、今回、歴史・文化・産業・自然などの要素を考慮した都市景観の向上を目的とした市道の無電柱化計画を策定するものである。

なお、本計画の策定に際しては、景観資源の集積状況や無電柱化による景観向上効果など景観上の視点から路線の選定を行ったうえで、さらに防災性や安全性、事業実施の難易度などの観点からの評価を行い、概ね今後 10 年間に優先的に整備を図るべき路線及び区域を選定することとした。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年までの 10 年間とする。ただし、今後の社会情勢や国・兵庫県の動向等を踏まえ、適宜見直しを検討する。

(3) 計画の対象

本市の全市道（約 3,700 路線）を計画の対象とする。

2. 無電柱化計画策定の考え方

本計画では、全ての市道（約 3,700 路線）を対象に、都市景観向上のために無電柱化を図るべき「路線」の選定と、都市核や新たに面的な事業を予定している区域などから、一体的に無電柱化を図るべき「区域」を選定する。

① 都市景観向上のために無電柱化を検討すべき路線

【STEP1～3】

■ 景観特性を有する地区内の路線選定の考え方

西宮市都市景観形成基本計画に記載された景観特性を有する 25 地区から、それぞれの地区の特性を有する代表路線を選定し、景観類型（住宅地景観、商業景観、産業景観、自然景観）に応じた評価（現況の景観評価、無電柱化による景観の向上の効果）を行う。

■ 西宮の幹線道路選定の考え方

幹線市道（43 路線）のうち、都市構造の骨格を形成する路線を選定し、幹線道路としての景観評価（繁華性、公共性、無電柱化による景観向上の効果）を行う。

■ その他景観特性を有する路線選定の考え方

上記路線に含まれないものの景観特性を有する歴史街道等について、各路線の特性に応じた評価（現況の景観評価、無電柱化による景観の向上の効果）を行う。

【STEP4】

STEP1～3 で選定された路線に対して、防災性、安全性、事業実施難易度等の総合的な評価を行い、無電柱化の優先度を決定する。（優先度が高い順に A,B,C の 3 段階で評価）

② 都市景観向上のために無電柱化を検討すべき区域

【STEP1】

面的に無電柱化を検討すべき区域として、都市核、地域核、新たな都市拠点を選定する。

【STEP2】

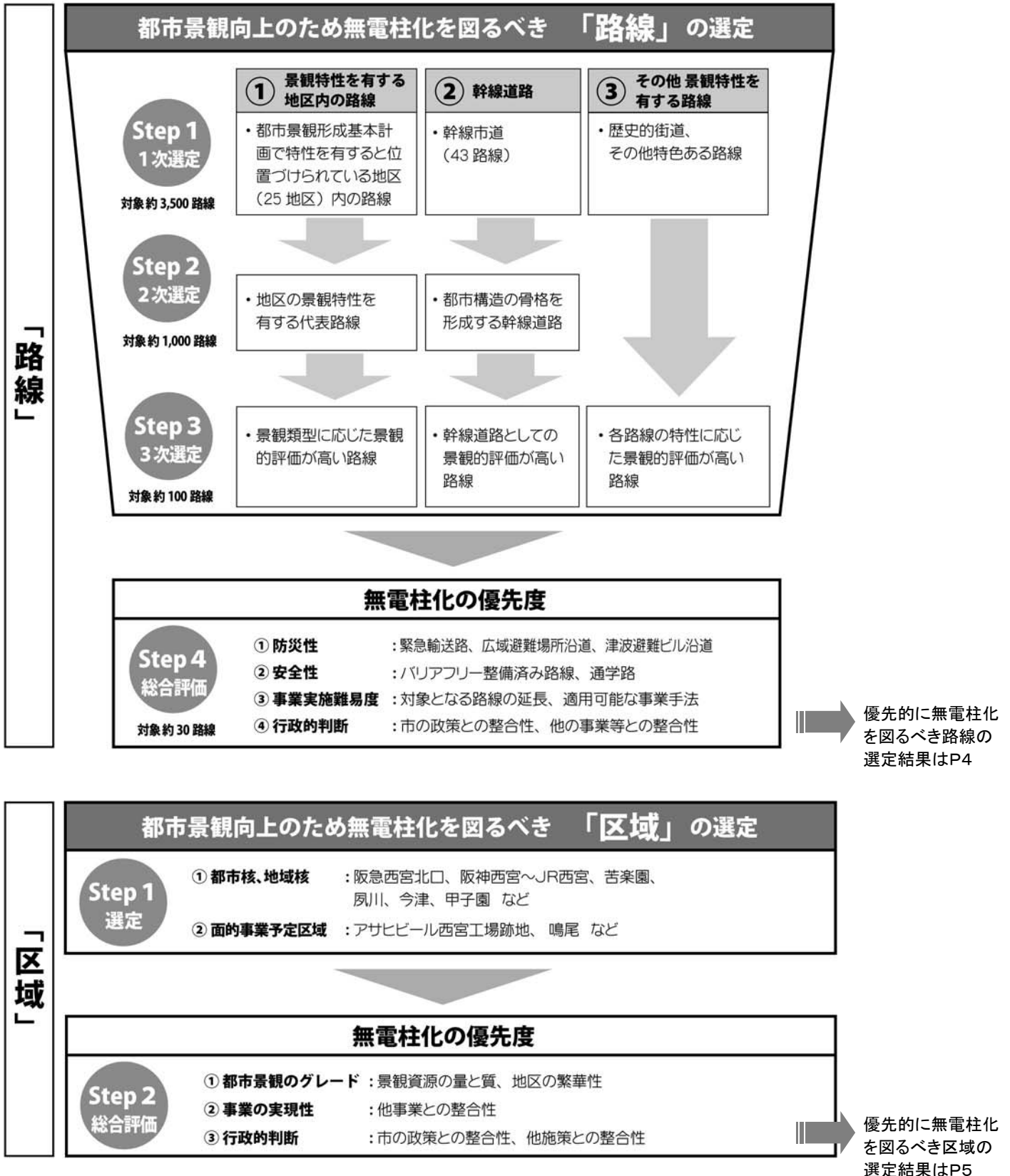
STEP1 で選定された区域に対して、都市景観のグレード、事業の実現性等の総合的な評価を行い、無電柱化の優先度を決定する。（優先度が高い順に A,B,C の 3 段階で評価）

③ とりまとめ

①②のうち優先度の高い（A評価）路線及び区域を「都市景観向上のため優先的に無電柱化を図るべき路線及び区域」として位置づける。

④ 計画策定のフロー

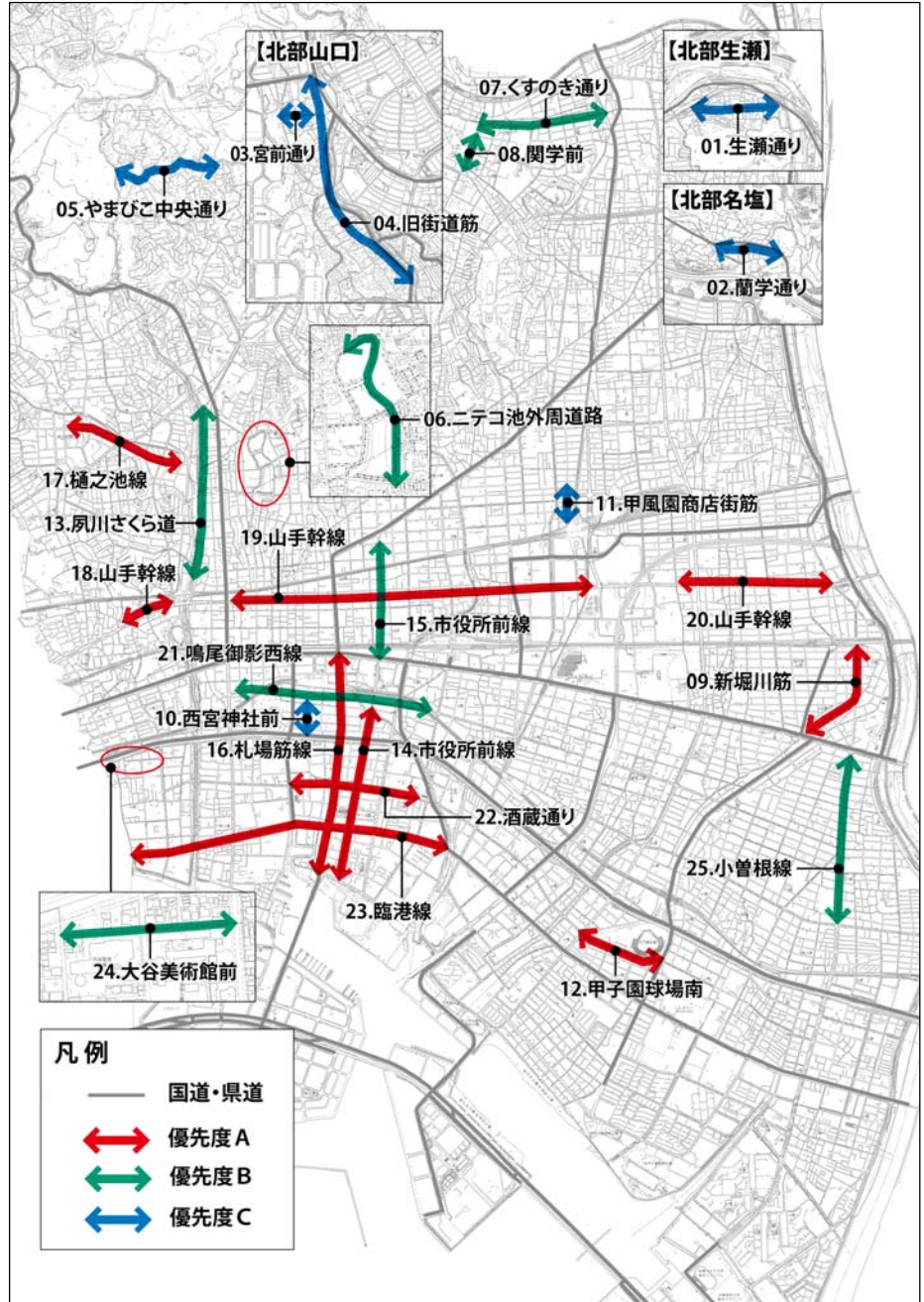
下図のフローに沿って、都市景観向上のために無電柱化を図るべき路線及び区域を選定する。



3. 優先的に無電柱を図るべき「路線」

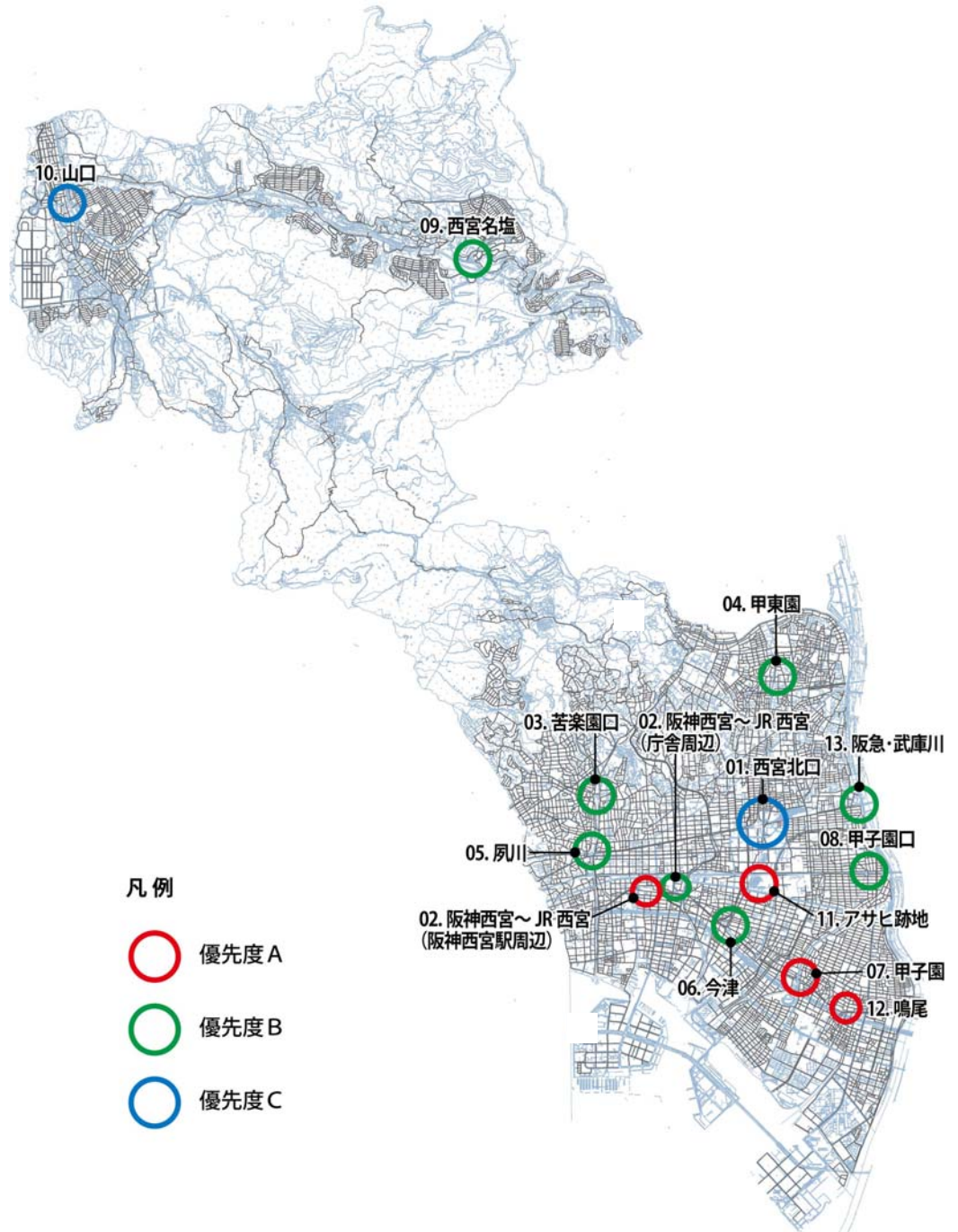
優先的に無電柱化を図るべき路線の選定結果は下表図のとおりである。

路線名	景観分類	優先度
01.生瀬通り	住宅	C
02.蘭学通り	住宅	C
03.宮前通り	住宅	C
04.旧街道筋	住宅	C
05.やまびこ中央通り	住宅	C
06.二テコ池外周道路	住宅	B
07.くすのき通り	住宅	B
08.関学前(今津西線)	住宅	B
09.新堀川沿い	住宅	A
10.西宮神社前	商業	C
11.甲風園商店街筋	商業	C
12.甲子園球場南	商業	A
13.夙川さくら道 ※こおろぎ橋以北	自然	B
14.市役所前線 [海岸～阪神]	商業・酒蔵・幹線	A
15.市役所前線 [国道2号～171号]	幹線	B
16.札場筋 [酒蔵地区～国道2号]	商業・酒蔵・幹線	A
17.樋之池線	商業・幹線	A
18.山手幹線 [夙川付近]	幹線	A
19.山手幹線 [建石線～芸文前]	商業・幹線	A
20.山手幹線 [名神高速以东]	幹線	A
21.鳴尾御影西線 [都心区間]	商業・幹線	B
22.酒蔵通り [酒蔵地区区間]	酒蔵・幹線	A
23.臨港線 [酒蔵地区区間]	酒蔵・幹線	A
24.大谷美術館前	その他	B
25.小曾根線	幹線	B



4. 優先的に無電柱化を図るべき「区域」

優先的に無電柱化を図るべき区域の選定結果は下表図のとおりである。



5. とりまとめ

「都市景観向上のため優先的に無電柱化を図るべき路線及び区域」として以下のとおり位置づけることとする。

■ 都市景観向上のため優先的に無電柱化を図るべき路線及び区域



6. 今後の取り組み

西宮市が今後も文教住宅都市にふさわしい、美しく、安全で、質の高いまちづくりを推進していくためには、これまで以上に無電柱化の推進に取り組んでいく必要がある。

今回策定した無電柱化計画は、都市景観の向上の観点に主眼をおき、今後 10 年間に優先的に無電柱化を図るべき路線及び区域を選定したものであるが、無電柱化の実施には、電線管理者等との調整や工事に多大な時間と事業費を要することとなる。

そのため、今後、無電柱化の実施にあたっては、当該計画で選定した路線及び区域を最優先として、道路部局をはじめ庁内関係部局が連携し、他の事業との関連性や効率的な整備手法の選択、補助金の導入による事業費の縮減を図るなど、できるだけ多くの無電柱化が実現できるよう計画的に事業を進めていくこととする。